

平成 21 年 1 月 30 日

各 位

会社名 株式会社アトム  
代表者名 代表取締役社長 植田 剛史  
(コード番号 7412 東証・名証第二部)  
問合せ先 経営企画室 室長 服部 仁志  
(連絡先電話番号 052-249-5225)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 3 月 4 日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

なお、本定款変更は、本日別途公表致しました「株式会社アトムによる株式会社ジクトの吸収合併契約締結に関するお知らせ」記載の株式会社ジクト（以下、「ジクト」といいます。）との合併（以下、「本合併」といいます。）について効力発生することが条件となります。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

本日別途公表の「吸収合併契約締結に関するお知らせ」に記載致しましたジクトとの合併に関する所要の定款変更として、定款第 2 条(目的)において、ジクトの定款上の目的を網羅するべく、目的事項を追加致します。

また、本合併に伴い、当社は、効力発生日において消滅するジクト発行の無議決権優先株式に代えて、無議決権優先株式を割当交付する予定ですが、新たに交付する優先株式の発行に必要なとなる所要の定款変更を行います。

なお、上記変更に伴い、他の条項に関しましても、条文番号等所要の変更を行います。

#### 2. 定款変更の内容

別紙の定款変更案をご参照下さい。

#### 3. 日程

平成 21 年 1 月 30 日	取締役会決議
平成 21 年 3 月 4 日	臨時株主総会
平成 21 年 3 月 26 日	合併の予定日（効力発生日）

以 上

(別 紙)

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
第1条 (省 略) (目的)	第1条 (現行のとおり) (目的)
第2条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、以下の事業を営むことを目的とする。
1. 農産物の生産、加工および販売	1. <u>農畜水産物、その他食料品</u> の生産、加工および販売
2. 畜産保存食料品、水産保存食料品の製造、加工および販売	2. 畜産保存食料品、水産保存食料品の製造、加工および販売
3. 飲食店、結婚式場およびホテルの経営	3. 飲食店、結婚式場、 <u>ホテル、旅館、遊技場</u> および <u>スポーツ施設等</u> の経営
4. 梱包用材料、包装用品の製造および販売	4. 梱包用材料、包装用品の製造および販売
5. 不動産の売買、賃貸、運用およびその仲介ならびに管理	5. 不動産の売買、賃貸、運用およびその仲介ならびに管理
6. 有価証券の保有、運用	6. 有価証券の保有、運用
7. 飲食店業の経営ノウハウ、技術ノウハウの提供および指導	7. 飲食店業の経営ノウハウ、技術ノウハウの提供および指導
8. 飲食業フランチャイズ加盟店の募集 <u>及び</u> 指導育成	8. 飲食業フランチャイズ加盟店の募集および指導育成
9. カラオケハウスの経営	9. カラオケハウスの経営 <u>および音響ソフトウェア等の販売</u>
10. 土木、建築の設計、施工および管理	10. 土木、建築 <u>および付帯設備等</u> の設計、施工および <u>維持管理</u>
11. 損害保険代理業務	11. 損害保険代理業務
12. 生命保険の募集に関する業務	12. 生命保険の募集に関する業務
13. 生命保険契約の締結の代理	13. 生命保険契約の締結の代理
14. 食品、木炭、家具、食器、繊維雑貨、日用品雑貨、衣料品、煙草、酒類、玩具、厨房器具、什器備品の輸出入業務および販売	14. 食品、木炭、家具、食器、繊維雑貨、日用品雑貨、衣料品、煙草、酒類、玩具、厨房器具、什器備品の輸出入業務および販売
15. 調味料、菓子類、乳製品、冷凍食	15. 調味料、菓子類、乳製品、冷凍食

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>料品の製造および販売</p> <p>16. 会社運営上必要な事業に対する投資</p> <p>17. <u>前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第3条 ↳ (省 略)</p> <p>第5条 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>120,000,000株</u>とし、このうち<u>111,000,000株</u>は普通株式、<u>9,000,000株</u>は優先株式とする。</p>	<p>料品、<u>飲食店用・一般消費者用た</u>れ、<u>麺、その他の食料品の製造</u>および販売</p> <p>16. 会社運営上必要な事業に対する投資</p> <p>17. <u>ビールその他の酒類の製造および販売</u></p> <p>18. <u>飲食店用厨房機器設備、ビールその他酒類の製造設備の製作、販売およびリース</u></p> <p>19. <u>一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬および処分業</u></p> <p>20. <u>廃油水処理装置の製造および販売</u></p> <p>21. <u>建物に関する環境衛生管理および室内外の総合清掃業務</u></p> <p>22. <u>会議場・宴会場・冠婚葬祭場等の多目的ホールの経営</u></p> <p>23. <u>レンタルビデオ店の経営および映像ソフトウェア等の販売</u></p> <p>24. <u>コンピューターゲーム機器およびゲームソフトウェア等の販売</u></p> <p>25. <u>古物の売買</u></p> <p>26. <u>前号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条 ↳ (現行のとおり)</p> <p>第5条 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>300,000,000株</u>とし、このうち<u>290,999,968株</u>は普通株式、<u>9,000,000株</u>は<u>A種優先株式</u>、<u>32</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第7条 (省 略)</p> <p>(单元株式数及び单元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、普通株式および優先株式について、それぞれ100株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第9条 当社は、株式にかかる株券を発行する。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、当社は单元未満株式に係る株式を發行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む、以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるとこ</p>	<p>株はB種優先株式とする。</p> <p>第7条 (現行のとおり)</p> <p>(单元株式数)</p> <p>第8条 当社の单元株式数は、普通株式およびA種優先株式について、それぞれ100株とし、B種優先株式については、1株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利</p> <p>(3) 募集株式または募集新株予約権の割当を受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(单元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 当社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるとこ</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>ろにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという。）を当会社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会において選出する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（実質的株主名簿を含む。以下同じ）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第13条 当社が発行する株券の種類、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取り・買増しの取扱、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>ろにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下、買増しという。）を当会社に請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき自己株式を有しないときは、この限りではない。</p> <p>（株主名簿管理人）</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p style="text-align: center;">（削 除）</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第12条 当社の単元未満株式の買取り・買増しの取扱、その他株式に関する手続ならびに手数料は、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p data-bbox="411 481 691 510">第2章の2 優先株式</p> <p data-bbox="327 519 475 548">(優先配当金)</p> <p data-bbox="316 560 790 1153">第13条の2 当社は、第44条に定める剰余金の配当金を支払うときは、優先株式を有する株主（以下、優先株主という。）または優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下、優先配当金という。）を支払う。</p> <p data-bbox="411 1164 691 1193">優先配当金=200円×2%</p> <p data-bbox="363 1243 790 1556">② 会社は、第44条に定める金銭の分配を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p data-bbox="363 1608 790 1758">③ 優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。</p>	<p data-bbox="906 481 1185 510">第2章の2 <u>A種</u>優先株式</p> <p data-bbox="821 519 970 548">(A種優先配当金)</p> <p data-bbox="817 560 1291 1193">第12条の2 当社は、第43条に定める剰余金の配当金を支払うときは、<u>A種</u>優先株式を有する株主（以下、<u>A種</u>優先株主という。）または<u>A種</u>優先株式の登録株式質権者（以下、<u>A種</u>優先登録質権者という。）に対し、普通株式を有する株主（以下、普通株主という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通登録質権者という。）に先立ち、<u>A種</u>優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。）（以下、<u>A種</u>優先配当金という。）を支払う。</p> <p data-bbox="917 1205 1197 1234"><u>A種</u>優先配当金=200円×2%</p> <p data-bbox="869 1243 1295 1594">② 当社は、第43条に定める金銭の分配を行うときは、<u>A種</u>優先株主または<u>A種</u>優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、<u>A種</u>優先株式1株につき<u>A種</u>優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、<u>A種</u>優先中間配当金という。）を支払う。</p> <p data-bbox="869 1608 1295 1798">③ <u>A種</u>優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の<u>A種</u>優先配当金の支払いは、<u>A種</u>優先中間配当金を控除した額による。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(累積条項)</p> <p>第13条の3 ある事業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、累積未払優先配当金という）については、優先配当金または普通株主若しくは普通登録質権者に対する剰余金の配当金に先立って、これを優先株主または優先登録質権者に支払う。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>第13条の4 優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第13条の5 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、優先株主または優先登録質権者に対し、優先株式1株につき200円及び累積未払優先配当金相当額を支払う。</p> <p>② 優先株主または優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第13条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>	<p>(累積条項)</p> <p>第12条の3 ある事業年度において、<u>A種</u>優先株主または<u>A種</u>優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当金の額が<u>A種</u>優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、累積未払<u>A種</u>優先配当金という）については、<u>A種</u>優先配当金または普通株主若しくは普通登録質権者に対する剰余金の配当金に先立って、これを<u>A種</u>優先株主または<u>A種</u>優先登録質権者に支払う。</p> <p>(非参加条項)</p> <p>第12条の4 <u>A種</u>優先株主または<u>A種</u>優先登録質権者に対しては、<u>A種</u>優先配当金を超えて配当はしない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第12条の5 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、<u>A種</u>優先株主または<u>A種</u>優先登録質権者に対し、<u>A種</u>優先株式1株につき200円及び累積未払<u>A種</u>優先配当金相当額を支払う。</p> <p>② <u>A種</u>優先株主または<u>A種</u>優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>(議決権)</p> <p>第12条の6 <u>A種</u>優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(買受け等)</p> <p>第13条の7 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買い受けることができる。</p> <p>② 優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第210条第7項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。</p> <p>(株式の併合または分割)</p> <p>第13条の8 当社は、優先株式について株式の分割または併合を行わない。</p> <p>(株主による消却又は買受けの請求)</p> <p>第13条の9 優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、旧商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。</p> <p>② 日割未払優先配当金相当額は、買取りがなされる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する事業年度の初日から買取りの効力発生日(いずれも同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する。)</p>	<p>(買受け等)</p> <p>第12条の7 当社は、いつでも、他の種類の株式とは別にA種優先株式のみを買い受けることができる。</p> <p>② A種優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、旧商法第210条第7項の請求をなし得ず、A種優先株主に関する請求権に係る同条第6項の招集通知の記載を要しない。</p> <p>(株式の併合または分割)</p> <p>第12条の8 当社は、A種優先株式について株式の分割または併合を行わない。</p> <p>(株主による消却又は買受けの請求)</p> <p>第12条の9 A種優先株主は、平成17年11月1日以降いつでも、A種優先株式1株につき200円に買取りの効力発生日現在における累積未払A種優先配当金相当額及び日割未払A種優先配当金相当額を加えた額を買取価額として、旧商法の規定に従い優先株式の全部又は一部の買取りを請求することができる。</p> <p>② 日割未払A種優先配当金相当額は、買取りがなされる事業年度に係るA種優先配当金について、1年を365日とし、買取りを行う日の属する事業年度の初日から買取りの効力発生日(いずれも同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五</p>



現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>とする。</p> <p>③ (省 略)</p> <p>(転換予約権)</p> <p>第13条の10 優先株主は、優先株式の発行に際いて取締役会の決議で定める転換を請求できる期間中、当該決議で定める転換の条件によりその有する優先株式の当会社の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>(優先配当金の除斥期間)</p> <p>第13条の11 第45条の規定は、優先配当金および優先中間配当金についてこれを準用する。</p> <p>(新 設)</p>	<p>入する。)とする。</p> <p>③ (現行のとおり)</p> <p>(転換予約権)</p> <p>第12条の10 <u>A種優先株主は、A種優先株式の発行に際いて取締役会の決議で定める転換を請求できる期間中、当該決議で定める転換の条件によりその有するA種優先株式の当会社の普通株式への転換を請求することができる。</u></p> <p>(A種優先配当金の除斥期間)</p> <p>第12条の11 第44条の規定は、<u>A種優先配当金およびA種優先中間配当金についてこれを準用する。</u></p> <p><u>第2章の3 B種優先株式</u></p> <p><u>(B種優先配当金)</u></p> <p>第12条の12 <u>当社が剰余金の配当を行う場合は、当社は、B種優先株式を有する株主(以下、B種優先株主という。)またはB種優先株式の登録株式質権者(以下、B種優先登録質権者という。)に対して、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につき、以下の算式に従い計算される金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、B種優先配当金という。)を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額を支払う。</u></p> <p><u>B種優先配当金=100,000,000円×1.5%</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p>② ある事業年度において、<u>B種優先株主またはB種優先登録質権者に対する剰余金の配当が、1株につきB種優先配当金の金額に満たない場合、普通株主または普通登録質権者に対する剰余金の配当は、これを支払わない。</u></p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第12条の13 当会社が、会社法第454条第5項に基づく剰余金の配当（以下、中間配当という。）を行う場合、当社は、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対して、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株式1株につきB種優先配当金の2分の1に相当する額（以下、B種優先中間配当金という。）を支払う。ただし、当該事業年度においてB種優先中間配当金が支払われた場合、B種優先配当金の支払いは、B種優先中間配当金を控除した額による。</u></p> <p>② <u>B種優先株主またはB種優先登録質権者に対する中間配当が、1株につきB種優先中間配当金の金額に満たない場合、普通株主または普通登録質権者に対する中間配当は、これを支払わない。</u></p> <p><u>(累積条項)</u></p> <p><u>第12条の14 ある事業年度において、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対して支払う配当金の額がB種優先配当金の額に達しない場</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>合、その不足額を翌営業年度以降に累積し、累積した不足額（以下、累積未払B種優先配当金という。）については、B種優先配当金及び普通株主もしくは普通登録質権者に対する配当金に先立って、これをB種優先株主またはB種優先登録質権者に支払う。</u></p> <p><u>（非参加条項）</u></p> <p><u>第12条の15 B種優先株主またはB種優先登録質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当を行わない。</u></p> <p><u>（残余財産の分配）</u></p> <p><u>第12条の16 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、B種優先株主またはB種優先登録質権者に対して、累積未払B種優先配当金相当額を支払う。</u></p> <p><u>② B種優先株主またはB種優先登録質権者に対しては、B種優先株式1株につき100,000,000円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額及び累積未払B種優先配当金相当額の合計額を超えて残余財産の分配は行わない。</u></p> <p><u>（議決権）</u></p> <p><u>第12条の17 B種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p><u>（取得請求権-転換請求権）</u></p> <p><u>第12条の18 B種優先株主は、本項に定める条件に従い、当会社に対して、</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(新 設)	<p><u>B種優先株式を取得することを請求（以下、転換請求という。）することができる。</u></p> <p>② <u>転換請求と引換えに交付する財産の内容は、当会社普通株式とする。</u></p> <p>③ <u>B種優先株式の転換請求と引換えにB種優先株主に対して交付する株式の数は、転換請求のために提出したB種優先株式の払込金額の総額を転換価額で除して得られる最大整数とし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。</u></p> <p>④ <u>転換価額は、転換請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>⑤ <u>B種優先株主が転換請求することができる期間は、平成21年10月1日以降の期間で、B種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める期間とする。</u></p> <p><u>（取得条項-強制転換）</u></p> <p><u>第12条の19 当会社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当会社取締役会決議をもつ</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>て別途定める日（以下、強制転換日という。）において、B種優先株式を取得（以下、強制転換という。）することができる。</u></p> <p>② <u>強制転換と引換えに交付する財産の内容は、当会社普通株式とする。</u></p> <p>③ <u>B種優先株式の強制転換と引換えにB種優先株主に対して交付する株式の数は、B種優先株主が保有するB種優先株式の払込金額の総額を強制転換価額で除して得られる最大整数とし、交付する株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じた場合、これを切り捨てる。</u></p> <p>④ <u>強制転換価額は、強制転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>⑤ <u>B種優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。</u></p> <p><u>（取得条項-強制償還）</u></p> <p><u>第12条の20 当会社は、本項に定める条件に従い、平成25年9月30日以降の日で、当会社取締役会決議をもって別途定める日（以下、強制取得</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>日という。)において、B種優先株式を取得(以下、強制取得という。)することができる。</u></p> <p>② <u>強制取得と引換えに交付する財産(金銭に限る。)の金額(以下、償還価額という。)は、B種優先株式1株につき100,000,000円を限度としてB種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額に強制取得日現在における累積未払B種優先配当金相当額及び日割未払B種優先配当金相当額を加えた額とする。</u></p> <p>③ <u>日割未払B種優先配当金相当額は、強制取得日の属する事業年度に係るB種優先配当金について、1年を365日とし、強制取得日の属する事業年度の初日から強制取得日(いずれも同日を含む。)までの実日数で日割計算した額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。</u></p> <p>④ <u>B種優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。</u></p> <p>⑤ <u>強制取得は、強制取得日における分配可能額から、強制取得日が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において分配可能額から配当しまたは支払うことを決定した金額および強制取得日が属する事業年度において既に強</u></p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(基準日) 第14条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p><u>制取得が実行または決定された金額（他の種類の株式の取得金額を含む。）の合計額を控除した金額を限度とする。</u></p> <p><u>(B種種類株主総会)</u></p> <p><u>第12条の21 当社が以下に掲げる行為を行う場合において、当該行為につきB種優先株主による種類株主総会の決議を要しない。</u></p> <p>(1) <u>定款変更（株式の種類を追加、株式の内容の変更または発行可能株式総数もしくは発行可能種類株式総数の増加に関するものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>株式の併合または分割</u></p> <p>(3) <u>株式の株主割当てまたは無償割当て</u></p> <p>(4) <u>新株予約権の株主割当てまたは無償割当て</u></p> <p><u>(譲渡制限)</u></p> <p><u>第12条の22 B種優先株式の譲渡または取得については、B種優先株主または取得者は当社取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p>(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第15条            〽 (省 略)</p> <p>第16条            (決議の方法)</p> <p>第17条 当社の株主総会の決議は、法令  <u>又は定款に別段の定めがある場合</u>            を除き、出席した議決権を行使す            ることができる株主の議決権の過            半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の<u>規程</u>によ            るべき決議は、議決権を行使す            ることができる株主の議決権の3分            の1以上を有する株主が出席し、            その議決権の3分の2以上に当た            る多数をもって行う。</p> <p>第18条            〽 (省 略)</p> <p>第19条            (種類株主総会)</p> <p>第19条の2 第16条および第19条の規定            は、種類株主総会についてこれを            準用する。</p> <p>第20条            〽 (省 略)</p> <p>第43条            (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第44条 剰余金の配当としての期末配当は            毎年3月31日、中間配当は毎年9            月30日の株主名簿に記載または記            録された株主もしくは登録株式質            権者に対しこれを行うことができ            る。</p>	<p>第14条            〽 (現行のとおり)</p> <p>第15条            (決議の方法)</p> <p>第16条 当社の株主総会の決議は、法令  <u>または定款に別段の定めがある場</u>  <u>合</u>を除き、出席した議決権を行使            することができる株主の議決権の            過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項の<u>規定</u>によ            るべき決議は、議決権を行使す            ることができる株主の議決権の3分            の1以上を有する株主が出席し、            その議決権の3分の2以上に当た            る多数をもって行う。</p> <p>第17条            〽 (現行のとおり)</p> <p>第18条            (種類株主総会)</p> <p>第18条の2 第15条および第18条の規定            は、種類株主総会についてこれを            準用する。</p> <p>第19条            〽 (現行のとおり)</p> <p>第42条            (剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 剰余金の配当としての期末配当は            毎年3月31日、中間配当は毎年9            月30日の株主名簿に記録された株            主または登録株式質権者に対しこ            れを行うことができる。</p>



現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第45条 当社の期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第44条 当社の期末配当金および中間配当金(優先配当金及び優先中間配当金を含む。)が支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>② (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月4日まで有効とし、同日をもって前条および本条を削るものとする。</p>